

## 第 1 条 開室日

1. 図書室は、土、日曜日、国民の祝日、創立記念日をのぞき、次の通り開室する。  
4月1日～12月26日  
1月6日～3月31日
2. 必要に応じて、臨時に閉室し、また開室時間を変更することがある。

## 第 2 条 開室時間

平日 9時～12時 13時～16時30分 (12時～13時は閉室)  
(ただし、化学教室関係者以外の方の利用は16時までとする)

## 第 3 条 利用者

図書室を利用できるもの（以下「利用者」という）は、次の号に掲げるとおりとする。

1. 本学所属の教職員（名誉教授も含む）および研修生・大学院生・学部学生（京都大学身分証の提示を求めることがあります）。
2. 一般利用者

## 第 4 条 閲覧

図書の閲覧は、所定の場所で行われなければならない。一般利用者は理学部中央図書の所定の閲覧室で閲覧すること。

## 第 5 条 閲覧の制限

次の号に掲げる場合においては、閲覧を制限することが出来る。

1. 当該図書資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」）第5条第1号、2号及び第4号イに掲げる情報が記載されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
2. 当該図書の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
3. 当該図書資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じることがある場合又は図書が現に使用されている場合

## 第 6 条 貸出

第3条1に該当する者にのみ、所定の手続きの上、貸出をする。ただし、京都大学身分証必携のこと。

1. 単行書 1週間3冊
2. 雑誌 持出禁止（複写のための一時持ち出しのみ可）
3. 禁帯出図書、および禁帯出雑誌は原則として貸出を行わない。

4. 借用資料を期日までに返却しない者には、以後の貸出を禁止することがある。
5. 図書委員会で承認された場合には、本学研究科の各研究室に図書を一定期間貸し出すことが出来る。

#### 第 7 条 文献の複写

化学教室以外の方の図書室での校費での文献複写には京都大学文献複写利用書が必要である。

#### 第 8 条 図書室資料の弁済

資料を汚損、破損もしくは紛失した者は、代本または相当の弁償をしてもらうことがある。

#### 第 9 条 規則の厳守

利用者は、図書室の利用に当たっては、規定及び次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

1. 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
2. 喫煙をしないこと。
3. 飲食をしないこと。
4. 携帯電話及びPHSで通話しないこと。
5. 図書・雑誌等資料の配列をみださないこと。
6. パソコン利用は、ネットワーク利用上のルールとマナーを守り、学習・学術研究を目的とする。

#### 第 10 条 利用の停止

この規程に違反した者に対し、図書室の利用を停止することができる。

#### 第 11 条 雑 則

資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規定を常時閲覧室に備え付けるものとする。

#### 附 則

本規程は平成16年4月1日より施行する。

#### 附 則

本規程は平成18年7月 日より施行する